

和光市都市計画マスタープラン

素案

参考資料（案）

目 次

1	和光市の現況.....	1
1-1	まちづくりを取り巻く現況の変化.....	1
1-2	和光市の都市特性・地域特性.....	5
1-3	都市計画の概要.....	14
1-4	まちづくりに関する活動.....	18
2	市民参加の状況.....	19
2-1	市民意識調査（アンケート）.....	19
2-2	地域別懇談会.....	20
2-3	説明会（オープンハウス形式）.....	21
2-4	パブリック・コメント.....	21
3	策定過程.....	22
3-1	策定の体制.....	22
3-2	検討市民委員会・庁内作業部会の委員.....	23
3-3	策定の経過.....	26

1 和光市の現況

1-1 まちづくりを取り巻く現況の変化

都市を取り巻く状況は、高齢化の一層の進展、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、社会・経済の基底をなす変化が進展しており都市計画においても、こうした時代の変化を常に見極め、的確な対応を行うことが求められています。

都市計画を取り巻く社会情勢として、以下の項目について簡潔に取りまとめる。

(1) 人口減少・超高齢社会の到来

我が国は 2008 年をピークに人口減少時代に突入し、それとあわせて急速な少子高齢化が進み、65 歳以上の高齢者が 25%を超える超高齢社会となりました。人口減少や少子高齢化は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、地域コミュニティの希薄化等への影響が懸念されるとともに、世帯規模の縮小と核家族化、地域コミュニティの衰退により、高齢者の孤独化、子育て世帯の孤立化などが社会問題となっています。

都市計画によるまちづくりにおいても、これら人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりが求められています。

(2) コンパクト・プラス・ネットワーク

薄く広がった市街地を抱えたまま、今後人口が減少すると、医療、商業などの生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、歩いて又は公共交通で日常生活を営むことが困難となるおそれがあります。

将来的に持続可能なまちづくりを目指すべく、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の一部改正法、同年 11 月に地域公共交通活性化再生法の一部改正法がそれぞれ施行され、生活拠点などに、福祉・医療などの施設や住宅を誘導し、集約する制度（「立地適正化計画」制度）や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられました。これにより、従来の「コンパクトシティ」の概念に「公共交通ネットワーク」を連携させた「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方が、新たなまちづくりの方向性として示されています。

(3) スポンジ化対策

人口減少社会を迎えた我が国では、地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じています。

このような「都市のスポンジ化」に対応するため、空き地・空き家等の利用促進によるまちのにぎわい創出に向けて、都市のスポンジ化対策を総合的に推進する「改正都市再生特別措置法」が平成 30 年 7 月 15 日に施行され、「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」制度や、「低未利用土地権利設定等促進計画制度」が創設されたほか、土地区画整理事業における集約換地の特例制度「誘導施設整備区」を利用した「空間再編賑わい創出事業」等が示されています。

(4) 安全安心まちづくり

従来の都市防災の課題は、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした都市レベル、地区レベルの都市火災対策でしたが、地球温暖化による降雨強度の増加、頻発するゲリラ豪雨、東日本大震災による津波による被害、南海トラフの巨大地震の懸念等を踏まえ、様々な災害に対応する都市づくりが必要になってきています。

災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い国土・地域づくりが求められている中で、都市計画の中にあらゆる自然災害による被害の抑止・軽減を目的の一つとして明確に位置づけることが求められています。

(5) 長寿命化による公共ストックの活用

我が国では、高度経済成長期に社会資本が集中的に整備され、これらのインフラ・公共ストックは、建設後既に 30～50 年の期間を経過していることから、今後急速に老朽化が進行すると想定されるとともに、維持管理・更新費の増大が見込まれます。

今後のまちづくりにおいては、少子高齢化や人口減少、環境問題、エネルギー制約といった社会情勢の変化の中で、インフラ・公共ストックに求められる機能や地域のニーズも変化してゆくものであることを前提に更新しなければならず、地域の将来像を見据えた総合的かつ戦略的な都市計画によるまちづくりがもとめられています。

(6) 地方創生 SDGs・「環境未来都市」構想

国連サミットで採択された、2030 年までに国際社会が達成すべき 17 の目標である SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が、2016 年にスタートし、この SDGs の 11 番目の目標として「住み続けられるまちづくり」が掲げられています。

これに伴い我が国では、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」構想を推進しています。

環境未来都市は、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域です。また、持続可能な開発目標 (SDGs) は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものです。

(7) グリーンインフラ推進戦略

平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。欧米のグリーンインフラ議論では、人工構造物とグリーンインフラは連続であり、双方の特性を踏まえ、各所、面的に使い分けるべきものと議論されています。

災害リスクが避けられず、土地利用条件の厳しい我が国では、要素技術、空間配置、相互関係のいずれから見ても、人工構造物とグリーンインフラを切り離すことはできず、双方特性の理解の下、組み合わせて使っていくことが重要です。

(8) 日本版MaaSの推進

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

国土交通省と経済産業省においては、将来の自動運転社会の実現を見据え、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決及び地域活性化を目指し、地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す新プロジェクト「スマートモビリティチャレンジ」を平成 31 年 4 月に開始しました。

MaaS の推進にあたっては、まちづくり・インフラ整備との連携が重要であり、「都市・交通政策との整合化」、「多様なモード間の交通結節点の整備（拠点形成）」、「新型輸送サービスに対応した走行空間の整備（ネットワーク形成）」など、新たなまちづくりが求められています。

(9) 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

令和元年 6 月 26 日、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』がとりまとめられました。報告書では、今後のまちづくりの方向性として、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することにより、内外の多様な人材・関係人口の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現する都市を構築していくべきと提言されています。

「WE DO」～Walkable、Eye level、Diversity、Open」というキーワードとともに、これまでのくるま中心の都市空間を、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられるひと中心の空間に転換させる方針を打ち出しています。これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を図るべきとしています。

(10) 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

国土交通省都市局では、令和 2 年 6 月～7 月にかけて様々な分野の有識者に個別ヒアリングを実施し、「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）をとりまとめています。都市という場の重要性や都市における機能の集積の必要性は変わらず、新型コロナ危機を踏まえても、引き続き、都市の国際競争力強化、ウォーカブルなまちづくりによる魅力向上、コンパクト・プラス・ネットワークの推進、スマートシティの推進に取り組んで

いくという大きな方向性に変わりはないと考えられています。その上で、都市の持つ集積のメリットを更に伸ばす取組を進めつつ、新型コロナ危機を契機として生じた変化に対応していくことが必要であるとされ、具体的にこれらの都市政策を進めるに当たって、次の論点が整理されています。

- テレワークの進展に伴い、職住近接のニーズに対応したまちづくりを進め、都市の魅力や国際競争力を高めることが重要です。また、交通についても、こうしたまちづくりと一体となった総合的な戦略を持って構築していくことが重要です。
- 新型コロナ危機によって急激な社会の変化を経験したという教訓を踏まえ、都市を巡る環境の変化に対応できるよう、柔軟性、冗長性を備えたまちづくりを進めることが重要です。
- ウォーカブルなまちづくり、ゆとりある緑とオープンスペースの充実についての重要性が高まっており、これをより一層推進すべく、様々なオープンスペースを柔軟に活用しつつ、ネットワークを形成することでウォーカブルな空間を充実させることが重要です。

1-2 和光市の都市特性・地域特性

(1) 位置

本市は埼玉県最南端東寄りに位置し、東京都心から北西に約 19km の距離にあります。

市域は東西約 2.5km、南北約 4.9km で、面積は 11.04km² となっており、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は朝霞市、北は戸田市に隣接しています。

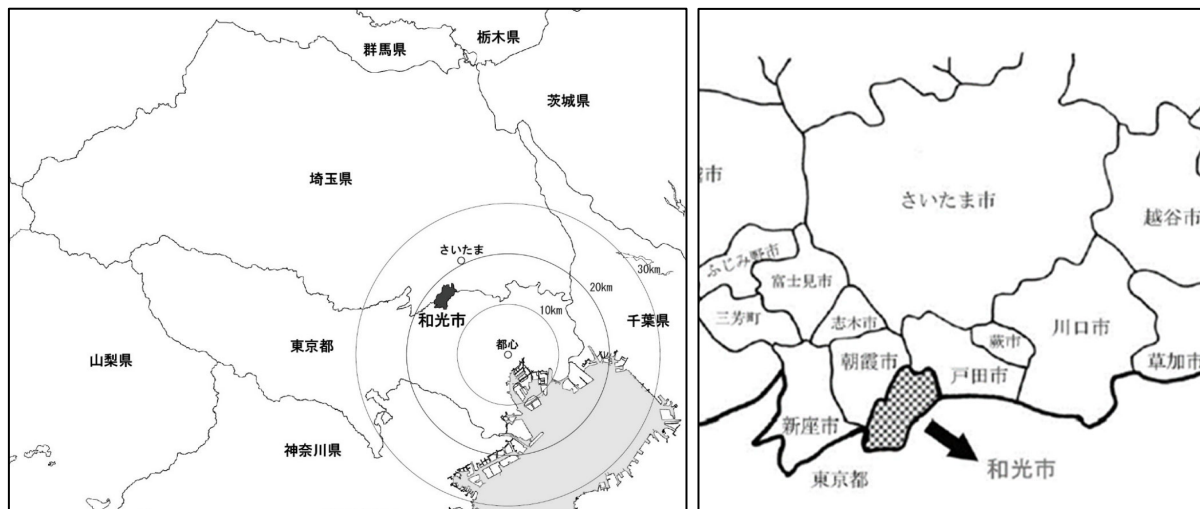


図 1-1 位置図

(2) 沿革

昭和 9(1934)年に東武東上線新倉駅（現和光市駅）が開設され、軍需会社の進出により小軍都としての性格が加わり、戦後には、米軍のキャンプ朝霞が置かれ、基地のまちとして発展してきました。

昭和 28(1953)年の自動車製造工場の進出を機に、工場誘致や市街化が進み、昭和 33(1958)年の東京オリンピック開催にともなう周辺道路の整備や西大和団地の完成によって、都市化が一挙に進展し、今日の市の姿が形づくられました。現在では、米軍基地の一部が返還され、跡地には国の機関などの立地が進みました。

昭和 62(1987)年の東京メトロ有楽町線の開通、和光市駅南口周辺の土地区画整理事業の進展により、本市から都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として発展してきました。

さらに、平成 20(2008)年の東京メトロ副都心線の開通により、本市の交通利便性が向上し、従来からある東京外かく環状道路と併せ、首都圏有数の交通の要衝となりました。

(3) 地形

本市の地形は起伏の多い台地が大部分を占め、南部は平坦地になっています。南から北に向かって流下する白子川、越戸川、谷中川などの小河川沿いには狭小な谷底平野が形成され、北側の荒川、新河岸川の河川沿いは低地となっています。

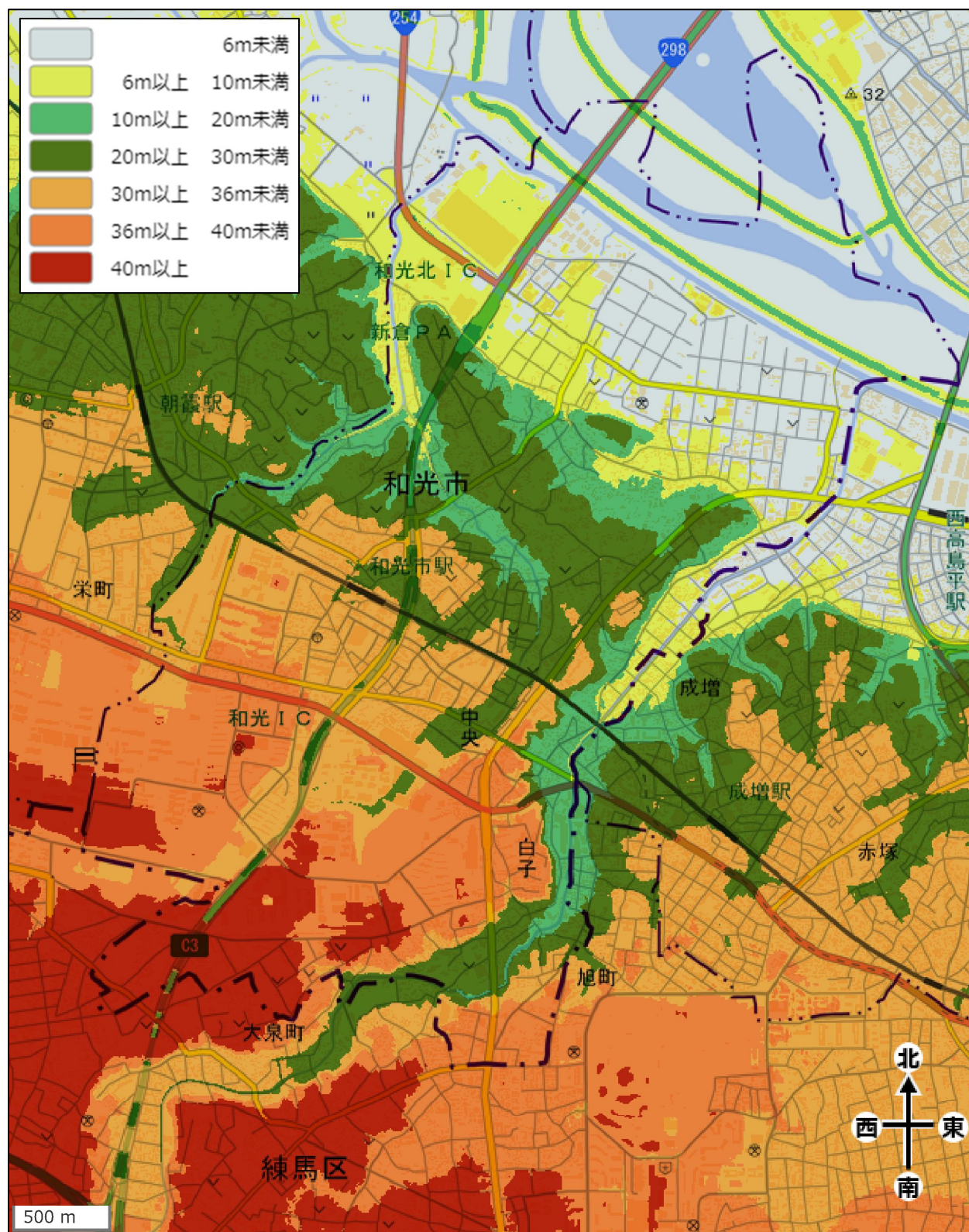


図 1-2 和光市内の標高

出典：国土地理院色別標高図

(4) 人口

本市の総人口は、平成元（1989）年の 54,628 人から、ここ 31 年間で約 28,242 人増加し、平成 31（2019）年には 82,876 人となっています。

世帯数は、平成元（1989）年に 19,417 世帯であったのが、平成 31（2019）年には 41,175 世帯となり、ここ 31 年間で倍増しています。

年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が占める割合が減少する一方で、老年人口（65 歳以上）が占める割合が年々増加しています。

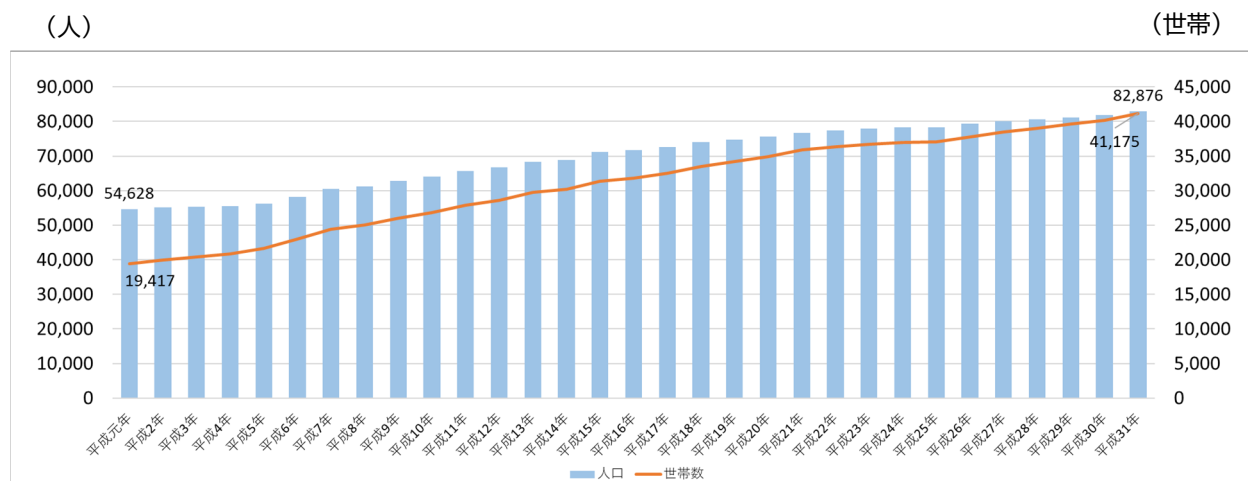


図 1-3 人口・世帯数の推移

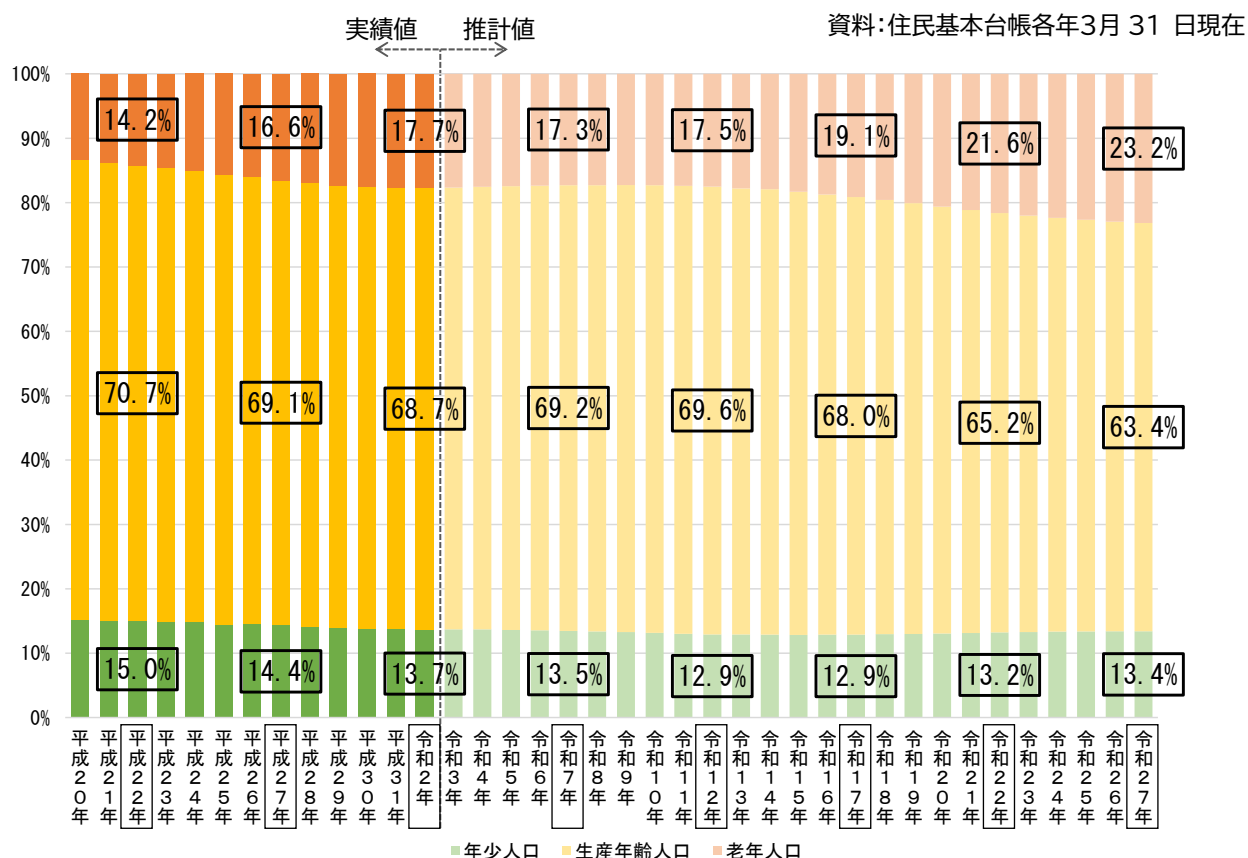


図 1-4 年齢3区分別人口の推移

資料：住民基本台帳各年3月31日現在（令和3年以降の数値は推計値）

(5) 土地利用

土地利用は、鉄道路線の北側は主に住宅用地が分布しており、商業用地は駅周辺、主要道路沿線（国道 254 号、主要地方道練馬川口線など）に分布しています。また、鉄道路線の南側も主に住宅用地が分布していますが、それ以外に公益施設用地（病院、役所などの公共施設）や公共空地（公園など）、その他公共施設用地（自衛隊駐屯地）、工業用地（本田技術研究所など）が分布しています。

平成 25 年と平成 30 年の地目別土地利用状況の変化を比べると、宅地の比率が 2.7%（30.6ha）増加し、農地が 2.3%（24.8ha）減少、雑種地が 1.1%（11.9ha）減少しています。

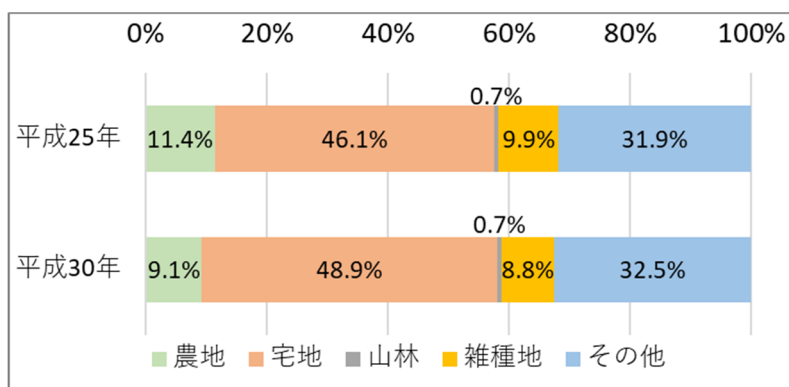


図 1-5 地目別土地利用面積の推移

資料：統計わこう（課税課）

(6) 産業

① 産業構造

本市の産業は、昭和 20 年代後半まで農業を主体としていましたが、昭和 28 年の自動車製造工場の進出をきっかけとする工場誘致策や昭和 35 年頃に始まる人口の急増を背景に、第二次産業、第三次産業を主体とした就業構造へと移行してきました。

産業大分類別就業人口の構成比の推移をみると、第二次産業は平成 7 年から平成 27 年には 10%の減少、第三次産業は同期間に 11%の増加となっています。

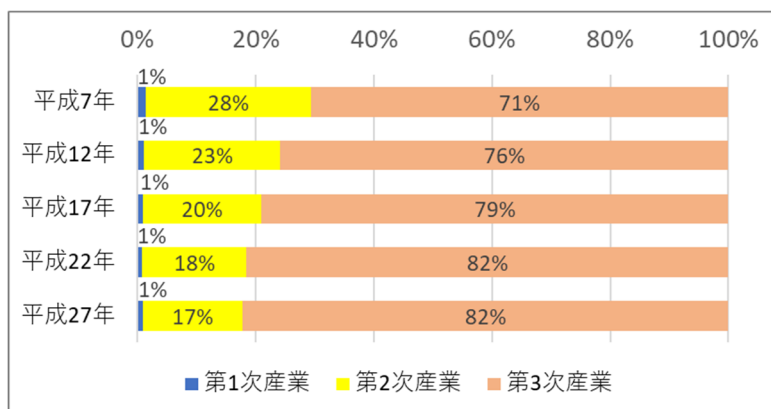


図 1-6 産業大分類別就業人口の構成比の推移

注：分類不能を除く数値 資料：国勢調査

② 農業

本市の農業は、総農家数、農家人口、経営耕地面積ともに減少を続けており、営農環境は厳しい状況にあります。

平成 27 年の総農家数は 172 戸、経営耕地面積は 81ha となっており、平成 7 年に比べ総農家数は約 2/3、経営耕地面積は約 1/2 へと大きく減少しています。

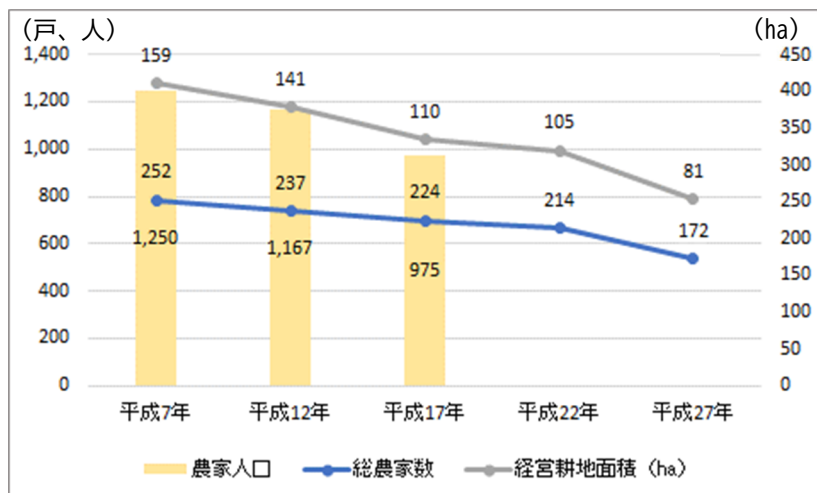


図 1-7 農家人口、総農家数、経営耕地面積の推移

注：平成 22 年以降の調査では、総農家の農家人口については集計がない。 資料：農林業センサス

③ 工業

本市の工業事業所は、昭和 30 年代後半から高度経済成長期に増加した後、昭和 47 年を境に減少に転じ、令和元年現在 69 事業所（従業員 4 人以上）と減少傾向となっています。

従業者数は、平成 20 年以降減少傾向にありましたが、令和元年には増加に転じ 1,354 人となっています。

製造品出荷額等は緩やかな減少傾向にあり、令和元年現在で約 208 億円となっています。

和光市の工業は、自動車関連の大企業が極めて大きな位置を占める一方で、住宅地内に点在する零細な中小工場が徐々に移転や廃業等により減少しつつある状況となっています。

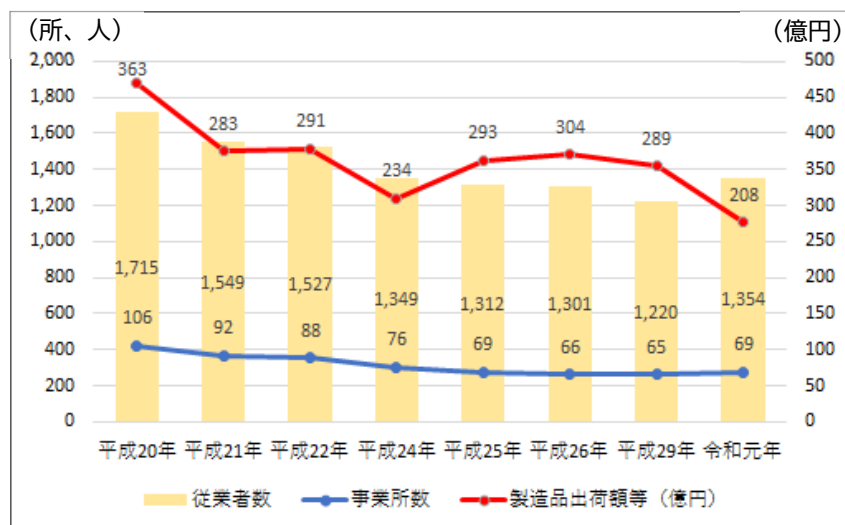


図 1-8 工業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：工業統計調査

④ 商業

本市の商業は、昭和 40 年以降の都市化の進展により、商店数・従業者数・年間販売額ともに増加してきましたが、近年では、平成 11 年から平成 24 年まで、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに減少し続けたものの、平成 26 年以降はそれぞれ増加に転じています。

市内の商店分布は、現在、和光市駅周辺及び郊外に大規模小売店舗があり、白子地区には生活に密着した近隣型商業地が形成されていますが、いずれも商業集積度は低い状況にあります。

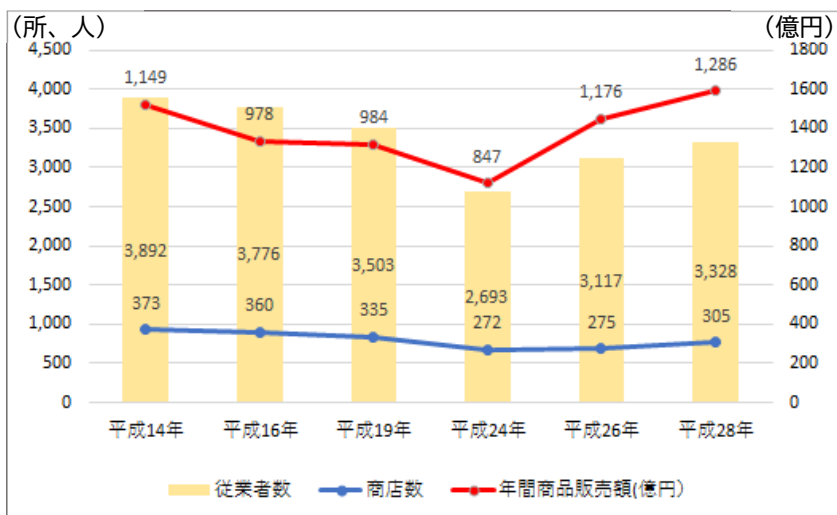


図 1-9 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

資料：商業統計調査

(7) 道路・交通

① 道路網の状況

首都圏を連絡する東京外かく環状道路、首都高速 5 号線、および主要な幹線道路として国道 298 号、国道 254 号、国道 17 号、市内の骨格的な道路として、主要地方道練馬川口線、県道新倉蒔線などが通っています。

和光市駅北側では都市計画道路の未整備路線が多く、また、幅員 6m 未満の幅員の狭い道路が多いため、交通安全の面や防災面での課題を抱えています。

② 鉄道網の状況

鉄道は、東武東上線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ副都心線が通り、市中心部に和光市駅があり、東京都心への利便性の優れた立地となっています。

和光市駅の乗降客数（一日平均）は、令和元年度までは、鉄道利用者は増加傾向にありましたが、令和 2 年度からは感染症拡大の影響を受けて減少しています。

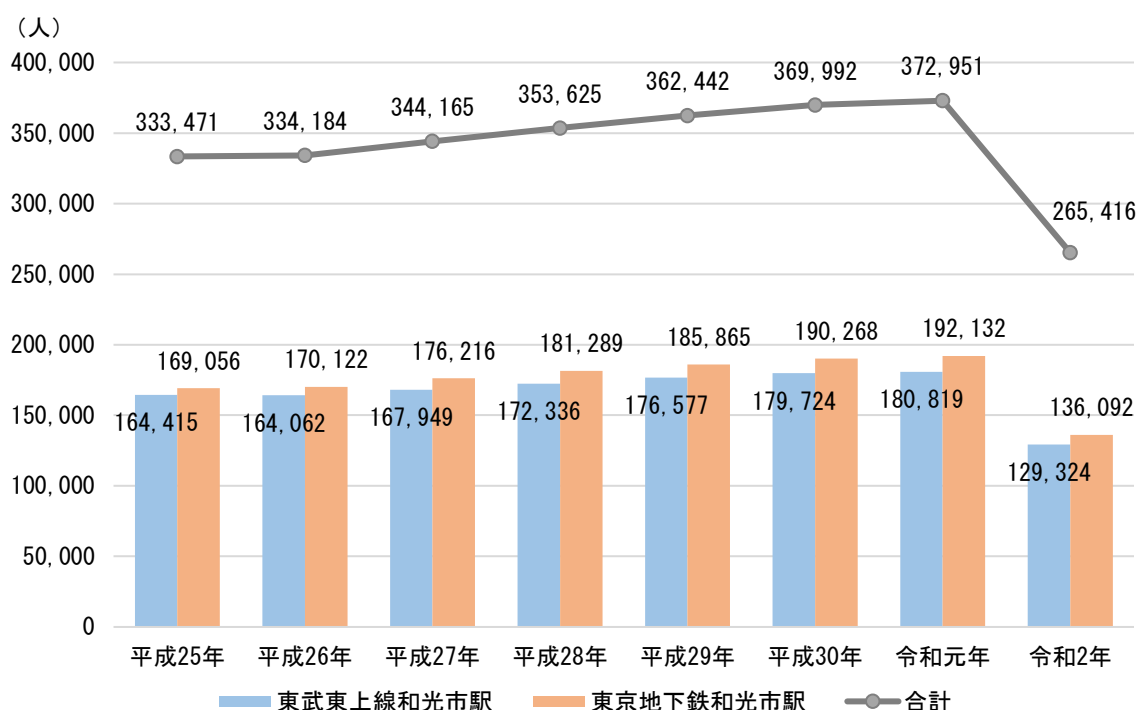


図 1-10 和光市駅一日平均乗降客数の推移 資料：統計わこう（東武鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社）

③ バス交通の状況

和光市駅を起点として路線バスが運行しており、市内循環バスは路線バスが運行していないエリアや公共施設を中心に運行しています。

和光市駅からは、羽田空港・成田空港へ向かう空港連絡バス、都心方面や京都・大阪方面へ向かう高速バスも運行されています。

④ シェアサイクルポート

本市では、令和元年から事業者と共同で、シェアサイクルの実証実験を行っています。

ステーションは、公共施設やコンビニエンスストアなどの店舗に設置されており、利用者は増加しています。

(8) みどり・環境

① 公園・緑地

本市内には、和光樹林公園をはじめ 5 か所の都市計画公園、都市公園法に位置付けられた市立公園が 19 か所（都市計画公園除く）、その他の公園が 38 か所、4 か所の特別緑地保全地区や 5 か所の市民緑地（ふれあいの森）があります。

また、本市の緑被率は、平成 28 年度現在、市域全体で 33.8%となっています。

② 生産緑地地区の指定状況

本市における生産緑地地区の指定状況は、平成 4 年 11 月 30 日に 121 地区、36.31 ヘクタールでしたが、追加指定や指定解除の変更を経て、令和 2 年現在、148 地区、約 38 ヘクタールになっています。

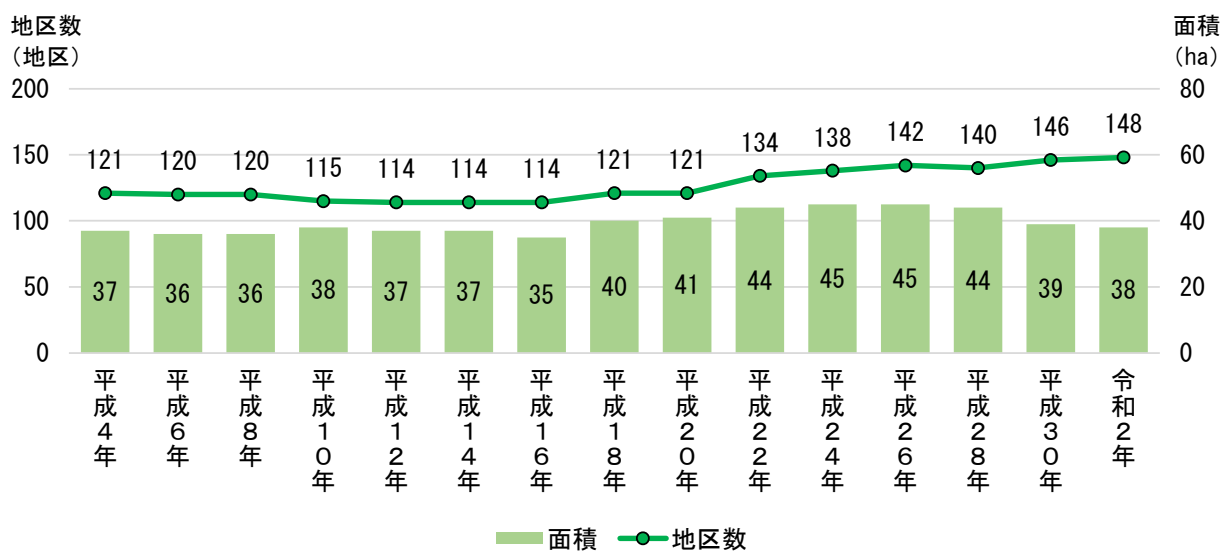


図 1-11 生産緑地地区の推移

(9) 生活環境

① 福祉施設

本市では、平成 15 年度から介護予防事業を本格的に実施しているほか、平成 24 年度には全国に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、要支援者の多様な介護予防や生活支援に対するニーズに応えてきています。

主要な高齢者福祉施設としては、高齢者福祉センター（ゆうゆう）、新倉高齢者福祉センター“歩楽里”、福祉の里があるほか、地域包括支援センターが 5 施設整備されています。

② 教育施設等

令和 2 年 4 月 1 日現在、市内には小学校 9 校、中学校 3 校、高等学校 2 校、特別支援学校 2 校があります。

保育園は、認可保育園 18 施設、小規模保育事業所 24 施設、事業所内保育事業所 1 施設があります。

また、児童福祉施設としては、総合児童センターをはじめ児童館が 3 施設整備されているほか、子育て支援施設として、子育て世代包括支援センターが 6 施設整備されています。

(10) 安全・安心

地形上低地の市域北部は、和光市洪水ハザードマップにおいて、浸水可能性のある区域となっています。

また、土砂災害ハザードマップにおいて、市域に複数個所の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が設定されています。

1－3 都市計画の概要

(1) 区域区分

令和 3 年 3 月末の都市計画区域面積 1,104ha（市域の 100%）のうち、市街化区域面積は 741ha（67%）、市街化調整区域は 363ha（33%）となっています。

表 1-1 都市計画区域の指定状況

	合計	市街化区域	市街化調整区域	最終変更年月日
面積（ha）	1,104	741	363	H29.1.27
構成比（%）	100.0	67.1	32.9	

(2) 用途地域

令和 2 年 3 月 6 日時点、和光都市計画区域には住居系用途地域を中心に以下の 9 種類の用途地域が指定されています。

用途地域指定区域の面積の約 75%を住宅系の用途地域が占めています。

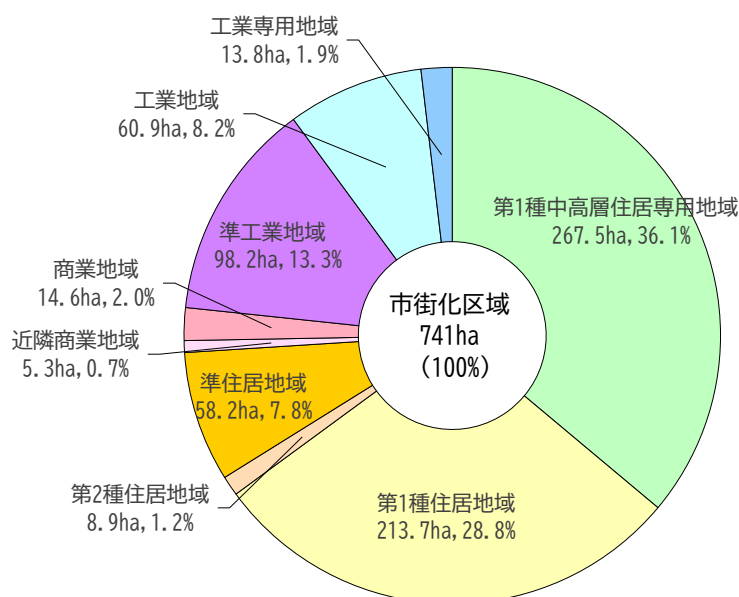


図 1-12 用途地域の指定状況

(3) 高度地区

本市では、2 種類の高度地区が指定されています。

表 1-2 高度地区の概要

種類	面積	建築物の高さの最高限度	決定年月日
25m 高度地区	約 513.9ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は 25m とする。	当初指定 平成 18 年 3 月 10 日 最終変更 平成 29 年 1 月 27 日
35m 高度地区	約 44.3ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は 35m とする。	
合計	約 558.2ha		

(4) 防火地域及び準防火地域

本市では、平成元年から和光市駅南口地区に防火地域を指定し、その後、平成 25 年から和光市駅北口地区の商業地域を追加指定しました。また、平成 20 年から越後山地区（南一丁目地区）に準防火地域を指定し、その後和光北インター地区、和光市駅北口地区（東京外かく環状道路西側）の第一種住居地域、及び白子三丁目地区を追加指定しています。

表 1-3 防火地域、準防火地域の指定状況

種類	指定面積	決定年月日
防火地域	約 9.6ha	当初指定 平成元年 4 月 25 日
準防火地域	約 54.47ha	最終変更 平成 29 年 4 月 7 日

(5) 都市計画道路

本市には令和2年3月6日現在、13路線の都市計画道路があります。

表 1-4 和光市の都市計画道路一覧

路線番号	路線名	幅員	延長
1・4・1	都市高速道路戸田線	18m	約 160m
1・1・2	高速外環状道路	64m	約 5,240m
3・4・1	東京松本バイパス線	18～25m	約 2,300m
3・4・2	宮本清水線	18m	約 2,040m
3・4・3	練馬川口線	16m	約 3,880m
3・4・4	諏訪越四ツ木線	16m	約 2,190m
3・4・6	北口駅前線	16m	約 260m
3・4・7	丸山義名山線	16m	約 190m
3・5・8	南口駅前線	15～25m	約 600m
3・4・10	広沢原清水線	16m	約 970m
3・5・11	駅通り車庫線	12m	約 540m
3・1・12	外環状道路	62m	約 1,240m
3・2・13	志木和光線	36m	約 2,220m

(6) 地区計画

本市では、現在7箇所の地区計画が定められています。

表 1-5 和光市の地区計画一覧

地区計画名称	面積	決定（変更）年月日
①和光市駅南口地区地区計画	約 8.6ha	当初決定 H元. 4. 25 変更決定 H5. 6. 25 H7. 12. 22 H12. 1. 14 H30. 11. 27
②西大和団地地区地区計画	約 2.5ha	当初決定 H4. 3. 27 変更決定 H5. 6. 25 H7. 12. 22
③南一丁目地区地区計画	約 15.6ha	当初決定 H17. 7. 29 変更決定 H20. 9. 1
④和光北インター地区地区計画	約 27.0ha	当初決定 H21. 11. 20 変更決定 H24. 11. 20
⑤白子三丁目地区地区計画	約 7.9ha	当初決定 H21. 11. 20 変更決定 H25. 6. 18
⑥和光市駅北口地区地区計画	約 11.3ha	当初決定 H25. 6. 18
⑦広沢地区地区計画	約 9.7ha	当初決定 H29. 1. 27

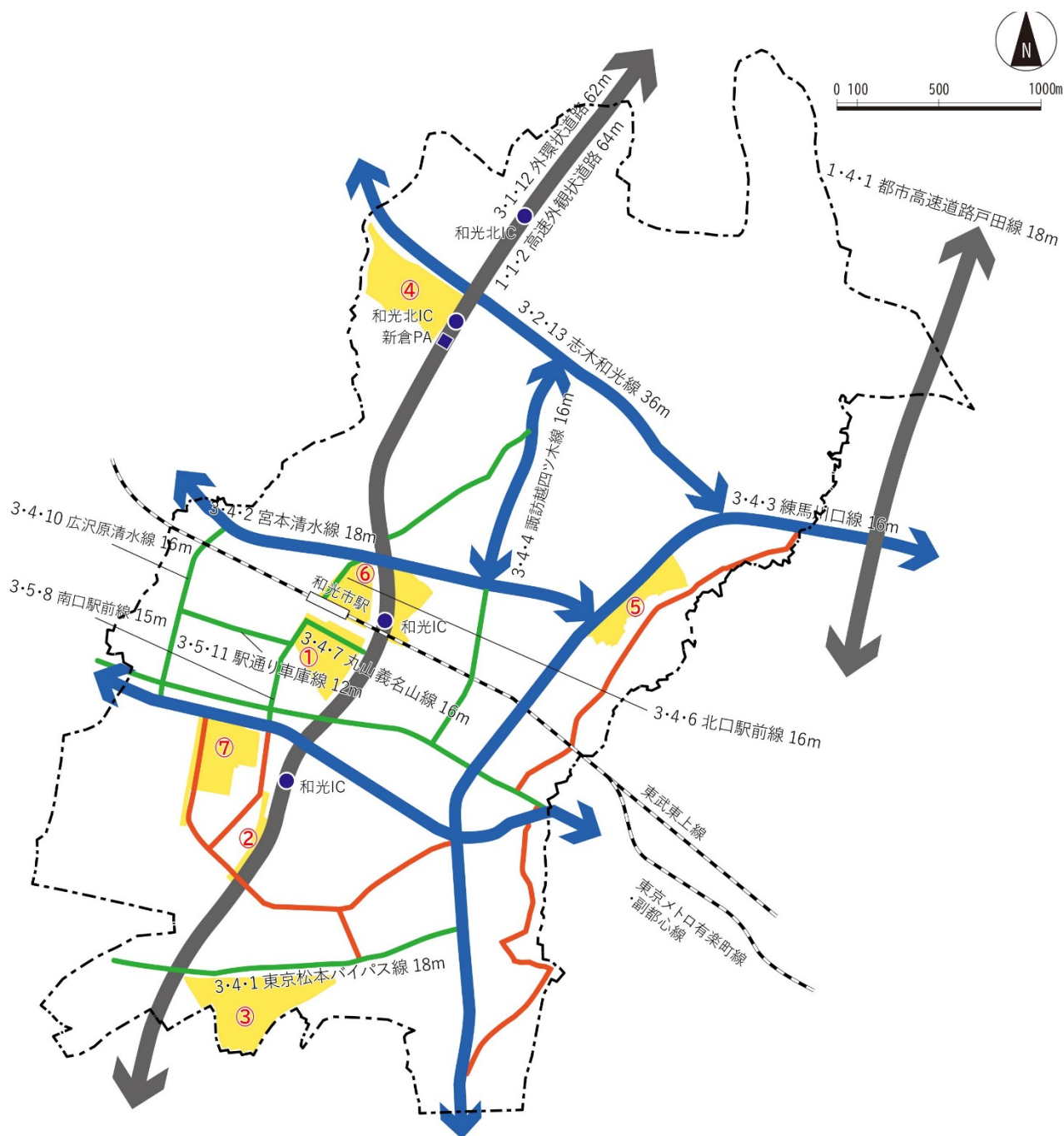


図 1-13 都市計画道路及び地区計画の位置図

1-4 まちづくりに関する活動

(1) 和光市協働指針【平成 31 年 4 月改定版】

「和光市協働指針」は、市民と市が協働を進めていくため、協働の考え方やその進め方を共有することを目的として、平成 19 年 8 月に策定したもので、平成 25 年に改定し、さらに平成 31 年 4 月に一部見直しを行い改定されています。

本市における地域活動の核となる自治会の世帯加入率は、平成 3 年をピークに低下傾向を示し、自治会とかかわりを持たない市民が増加しています。

一方、環境や福祉、防犯など、地域における共通の目的のために協力する市民活動は徐々に活性化し、市内を活動の本拠とする NPO 法人の数も年々増加しています。和光市の市民活動団体の特徴として、市民活動団体を、ボランティア型の団体とコミュニティビジネスのような事業型の団体の 2 種類で分類した場合に、和光市では、ボランティア型の団体が多いのが特徴です。

2 市民参加の状況

2-1 市民意識調査（アンケート）

■市民アンケート

目 的	都市計画マスタープランの改定にあたり、現在及び将来の和光市のまちづくりに関して、市民からの率直な意見・意向を把握するために実施しました。	
実施時期	令和2年10月	
調査対象	和光市内に在住する満18歳以上の3,000人（無作為抽出）	
調査方法	郵送配布・郵送回収・WEB回収併用方式	
回 答 数	紙：953通 WEB：276通 合計：1,229通（回答率41.0%）	
調査内容	属性	性別、年齢、家族構成、職業、居住地他
	定住意識	居住年数、定住意向
	現在の和光市について	住んでいる地域の生活環境に関する満足度
		和光市のイメージ、魅力や課題
	今後の和光市について	将来どんな都市にすべきか
		各分野の重要度
		道路・交通、みどり、防災について
		期待しているまちづくり
	新しい生活様式について	仕事や学業、生活の重要度
		時間等の使い方の変化
		避難行動の変化
	市民参加について	協働で進めるために必要なもの

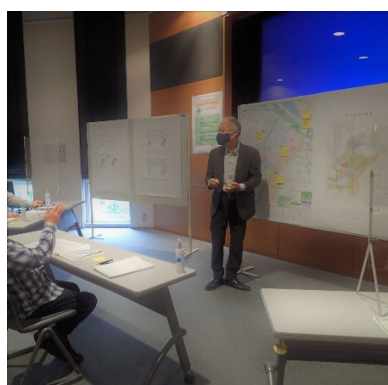
■中学生アンケート

目 的	都市計画マスタープランの改定にあたり、現在及び将来の和光市のまちづくりに関して、若者の視点からの率直な意見・意向を把握するために実施しました。	
実施時期	令和2年11月	
調査対象	和光市内の中学校の中学2年生 547人	
調査方法	学校を通じて配布、回収	
回 答 数	547通（回答率100%）	
調査内容	属性	性別、小学校区
	定住意識	定住意向
	現在の和光市について	和光市のイメージ、魅力
		和光市の自慢できるもの、足りないもの
	今後の和光市について	将来どんな都市にすべきか
		まちづくりに関するアイデア

2-2 地域別懇談会

■第1回地域別懇談会

目 的	和光市全体としての現在の良いところや問題点、また将来のまちづくりの考え方等に関する意見を伺い、地域別構想策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。
実施時期	令和3年5月16日（日）
実施場所	中央公民館3階視聴覚室
参加人数	3名
実施内容	・和光市全体について、「あなたが好きな場所」と「ここは何かならないかなと思う場所」 ・和光市都市計画マスタープラン策定の進捗状況と今後の方針等について



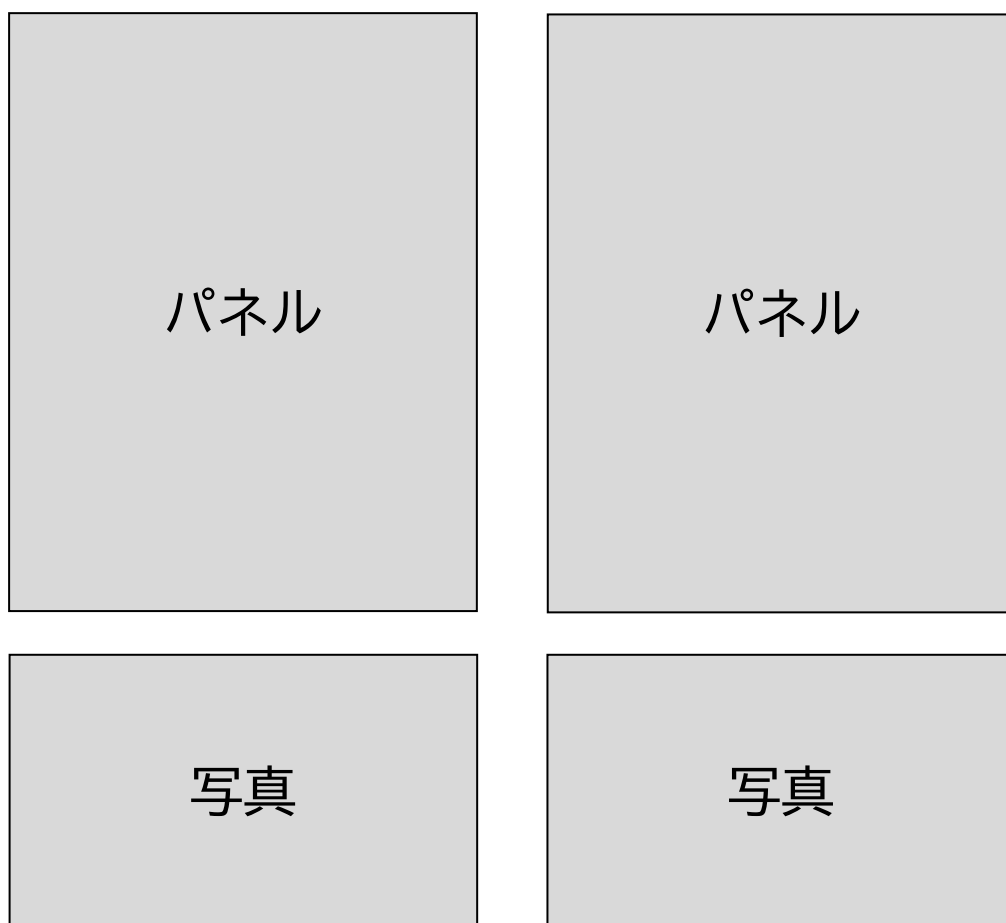
■第2回地域別懇談会

目 的	地域別構想（案）における地域区分の考え方や、各地域のまちづくり方針の考え方等に関する意見を伺い、地域別構想策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。
実施時期	令和3年10月9日（土）、10日（日）
実施場所	和光市役所5階 502会議室
参加人数	計12名
実施内容	・計画内容全般について ・地域区分について ・地域別構想に関して、地域の特徴や今後のまちづくり方針について、地域で行われている活動等について



2-3 説明会（オープンハウス形式）

目 的	都市計画マスタープラン（素案）について、市民等に説明・情報提供を行うとともに意見等を収集し、計画策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。
実施時期	令和3年12月24日、26日
実施場所	企画展示室・中央公民館
参加人数	計 人
実施内容	都市計画マスタープラン（素案）に関するパネルを展示し、来場者に対して説明を行いました。



2-4 パブリック・コメント

目的	都市計画マスタープラン（素案）について、広く市民等から意見等を求め、計画策定に当たっての参考とすることを目的に実施しました。
実施時期	令和3年12月24日～令和4年1月18日
意見提出数	提出者 人 意見数 件
実施内容	都市計画マスタープラン（案）を公開し、市民意見の募集を行いました。

3 策定過程

3-1 策定の体制

和光市都市計画マスタープランの改定にあたっては、学識経験者、市民団体及び公募市民が参加する「和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会」、及び庁内等の関連部署による「和光市都市計画マスタープラン作業部会」で検討作業を進めました。

また、市民の皆様からご意見を頂くとともに、将来の和光市をともに考える機会として、「市民意向調査」や「地域別懇談会」を実施する体制としました。

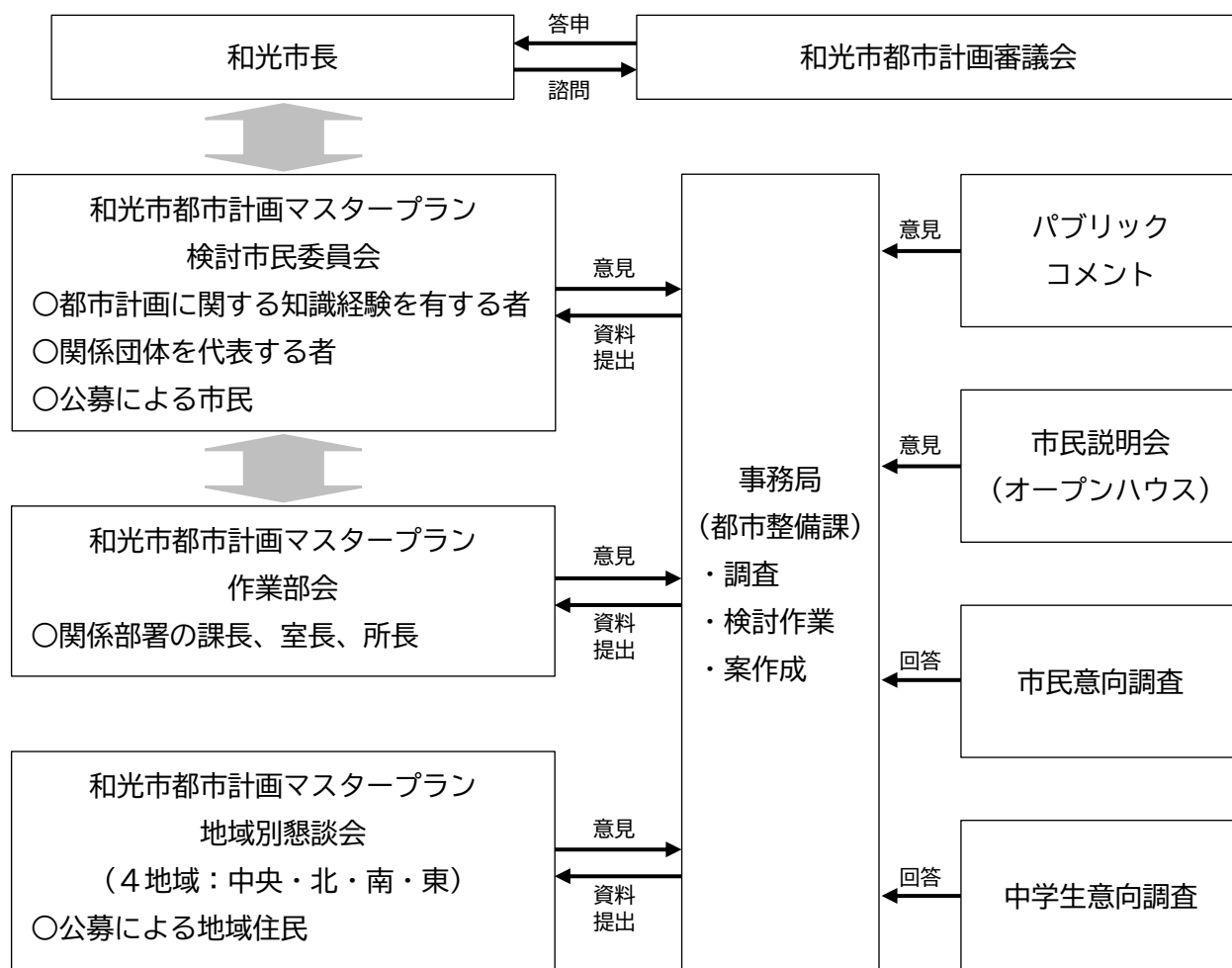


図 3-1 策定体制

3-2 検討市民委員会・庁内作業部会の委員

(1) 検討市民委員会

① 和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会設置要綱

和光市告示第246号

和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年9月10日

和光市長 松本 武洋

和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき定める市の都市計画に関する基本的な方針（以下「和光市都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 和光市都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条の規定による報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各々1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議の招集及び第4条第2項の規定により委員長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

② 和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会委員名簿

(敬称略)

要綱による区分		氏 名	所属及び役職
1号委員	都市計画に関する知識経験を有する者	◎ 高 木 恒 一	立教大学社会学部 教授
1号委員	都市計画に関する知識経験を有する者	田 中 芳 樹	社団法人埼玉建築設計監理協会 会長
2号委員	関係団体を代表する者	峯 友 彦	社会福祉法人社会福祉協議会 事務局長
2号委員	関係団体を代表する者	富 澤 隆 司	和光市自治会連合会 理事
2号委員	関係団体を代表する者	岡 崎 治	和光市商工会商業部 部会長
2号委員	関係団体を代表する者	田 中 明	和光市農業委員会
2号委員	関係団体を代表する者	宮 利 昌	和光消防署
2号委員	関係団体を代表する者	高 橋 良 多 (宮本 康治)	和光市PTA・保護者会連合会 会長
3号委員	公募による市民	○ 関 口 泰 典	市民
3号委員	公募による市民	川 崎 真 知	市民
3号委員	公募による市民	渡 部 壮 大	市民

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す。

※ () 内は前任者を示す。

(2) 庁内作業部会

① 和光市都市計画マスタープラン作業部会委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職 名
建設部	◎ 都市整備課長
	道路安全課長
	公共交通政策室長
	公園みどり課長
	建築課長
	駅北口土地区画整理事業事務所長
	高度利用化推進室長
企画部	政策課長
	資産戦略課長
上下水道部	下水道課長
危機管理監	危機管理室長
市民環境部	市民活動推進課長
	産業支援課長
	環境課長
教育員会事務局	教育総務課長
	生涯学習課長
朝霞和光資源循環組合	施設課長

※◎印は部会長を示す。

3-3 策定の経過

年 月	内 容
令和2（2020）年	
10/16～	○市民意向調査（10/31 まで） ・標 本 数：3,000 件 ・有効回収数：1,229 件（うち Web 回答 276 件） ・有効回収率：41.0%
11 月～	○中学生意向調査（12 月まで） ・標 本 数：547 件 ・有効回収数：547 件 ・有効回収率：100.0%
11/16	○第1回作業部会 ・全体スケジュール（予定） ・和光市都市計画マスタープランについて ・和光市の現況・課題のまとめ ・現行都市計画マスタープランの評価について ・その他（市民アンケート調査・中学生アンケート調査の状況報告）
12/18	○第1回検討市民委員会 ・全体スケジュール（予定） ・和光市都市計画マスタープランについて ・和光市の現況・課題のまとめ ・作業部会における主な意見 ・その他（アンケート調査の状況報告）
令和3（2021）年	
2/22	○第2回作業部会 ・都市マスの構成（案）について ・全体構想の内容（案）について
3/23	○第2回検討市民委員会 ・和光市都市計画マスタープランの構成（案）について ・全体構想の内容（案）について
5/16	○第1回地域別懇談会（参加者：3名） ・和光市全体について ・これまでの進捗や今後の方針等について
6/25	○第3回作業部会 ・第2回作業部会・第2回検討市民委員会・第1回地域別懇談会での意見と対応について ・全体構想（案）について ・地域別構想（案）について

年 月	内 容
7/19	○第3回検討市民委員会 ・全体構想（案）について ・地域別構想（案）について
10/9	○第2回地域別懇談会（参加者：10/9 6名 10/10 6名 計12名） ・計画内容全般（主に新たに追加した内容について）について ・地域区分について ・地域別構想に関して、地域の特徴や今後のまちづくり方針について、地域で行われている活動等について
10/10	
11/18	○第4回作業部会 ・今後のスケジュールについて ・第3回作業部会・第3回検討市民委員会の意見と対応 ・和光市都市計画マスタープラン素案（案）
12/9	○第4回検討市民委員会 ・ ・
令和4（2022）年	